

民間規格評価機関について

令和 6 年 3 月 13 日

一般社団法人 日本溶接協会

目次

1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出
2. 民間規格評価機関の組織
3. 各委員会の主な機能
4. 評価・承認する民間規格等
5. 民間規格評価機関における審議の流れ

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

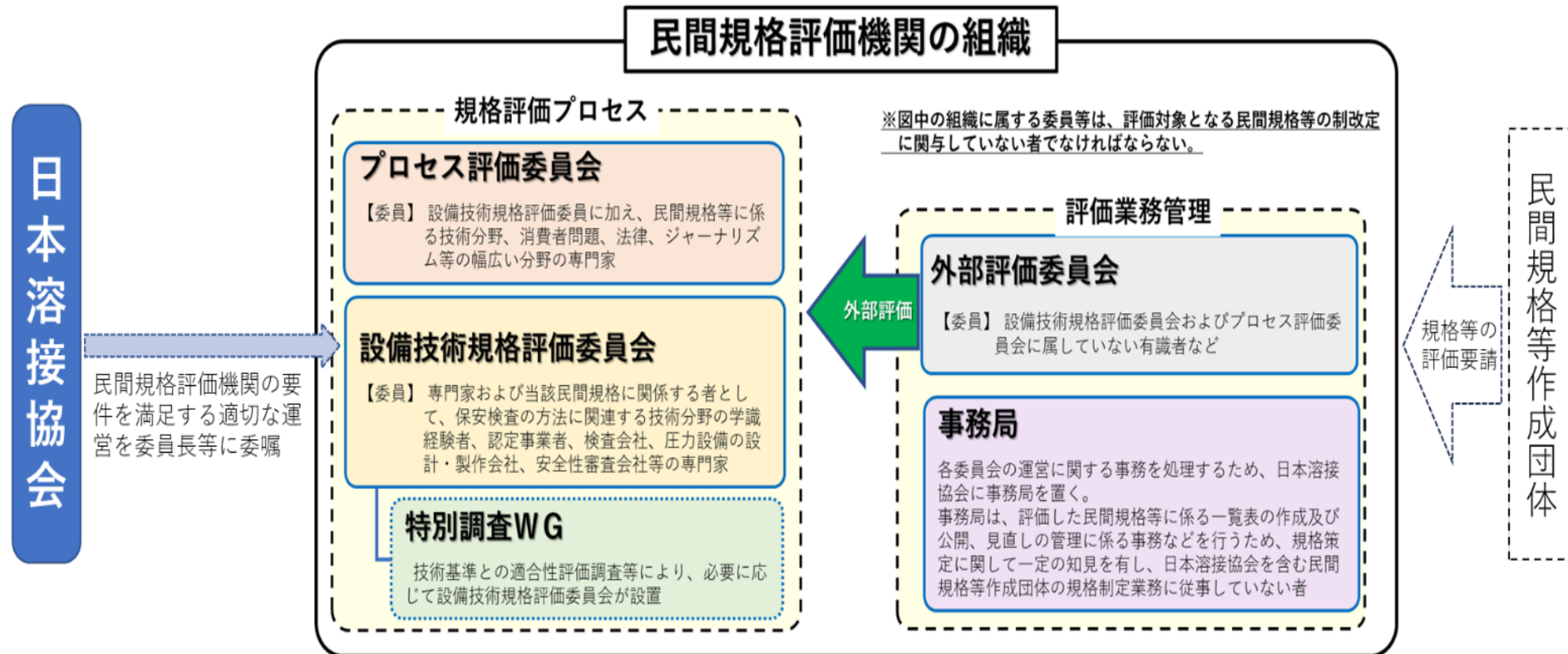
(参考2) 各委員会の委員構成（予定）

1. 民間規格評価機関の要件への適合性確認の申出

- 「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における 保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」（以下、評価機関の要件という。）が令和5年12月21日付けで制定されました。
- それを受けて、令和6年3月13日付けにて、一般社団法人 日本溶接協会に設置する設備技術規格評価委員会が民間規格等を評価・承認できる能力を有することのご確認をいただきたく、評価機関の要件への適合性確認の申出をさせていただきたく存じます。
- 適合性確認をいただいた後、民間規格評価機関として、評価機関の要件に則って規格評価を行ってまいります。

2. 民間規格評価機関の組織

- 一般社団法人 日本溶接協会が定める特別委員会として設置します。
- 民間規格等の評価業務を行う際には、評価機関の要件にもとづき、民間規格等作成団体より要請があった評価に係る事項に限定し、定めた規則・要領等に従い差別的な評価を行いません。



3. 各委員会の主な機能

●プロセス評価委員会

民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う。

●設備技術規格評価委員会

高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する。

また、事業計画の策定及び全体的な運営を行う。

●特別調査WG

技術基準適合性の評価等の特命的事項の調査研究等を行う。

●外部評価委員会

年に1回以上、一連の評価プロセスが適切に運営・維持されているかの評価を行う。

●事務局

議事録、技術的根拠などの各種資料の記録の管理および委員会の運営に係る各種事務的作業を行う。

4. 評価・承認する民間規格等

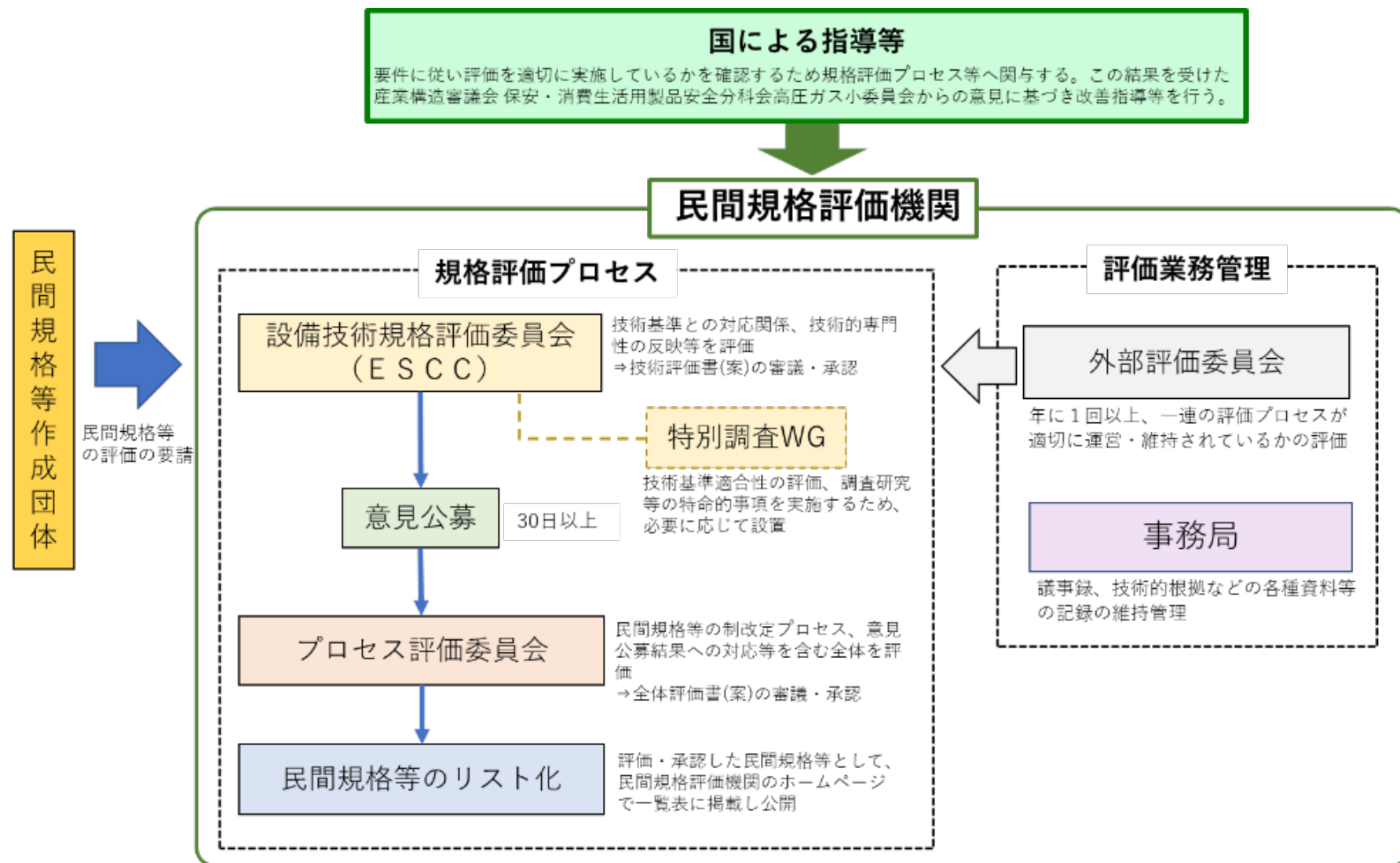
●一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号にもとづき、特定認定高度保安実施者（A認定事業者）が令第十条の二ただし書の規定の適用に係る特定施設について行う保安検査の方法としての民間規格等を評価・承認する。

●評価・承認する民間規格等（注）は、設備技術規格評価委員会が定める以下に関する要件を満足しているか、またはそれらとの差異について説明責任を果たせる民間規格等であること。

（注）A認定事業者が行う保安検査に用いるための規格として、業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制改定した規格等。

- ①公開性
- ②優越性の排除
- ③制改定に関与する委員のバランス
- ④関連規格との調和
- ⑤パブリックコメントの実施
- ⑥規格策定プロセスにおけるコンセンサスに対するエビデンス
- ⑦不服の申し立て
- ⑧規格の解釈への対応責任体制
- ⑨規格の維持管理責任

5. 設備技術規格評価委員会における審議の流れ



以 上

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

設備技術規格評価委員会 規則

1. 適用範囲
2. (1)一般①、(2)組織①～④、(3)規格評価プロセス①～⑤、⑦、(4)評価業務管理①～④、(5)国による指導①

民間規格等の規格評価の審議に係る要領

2. (1)一般②、(3)規格評価プロセス④～⑧、(4)評価業務管理①～④、(5)国による指導①

民間規格等に関する設備技術規格評価委員会の規格番号の付与に係る要領

- (3)規格評価プロセス⑨

情報公開等に係る要領

- (2)組織④～⑥、(3)規格評価プロセス⑤、⑦

外部評価等に係る要領

- (4)評価業務管理④

異議等申立対応要領

- (3)規格評価プロセス④

内の記載は、評価機関の要件における項目と番号を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

1. 適用範囲

一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

【規則 第1条】

設備技術規格評価委員会（以下、「本委員会」という。英名：Equipment Standards and Codes Committee(略称：ESCC)）は、公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が行う保安検査の方法として適用する民間規格等について、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価することで、高圧ガス設備の保安及び公衆の安全並びに高圧ガス関連事業の一層の効率化に資することを目的とする。

なお、本委員会は第三者審査機関として一般社団法人日本溶接協会（以下、日本溶接協会という。）に設置するものとし、民間規格等の妥当性を評価するにあたり、その審査及び手続においては日本溶接協会の規格作成部門及び民間規格等作成団体から独立して中立公正に行う。

【規則 第8条】

本委員会に評価の審査を申請する民間規格等は一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号およびコンビナート等保安規則第94条の7の13第5項第3号に基づき、特定認定高度保安実施者が用いる保安検査の方法としての民間規格等であること。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考 1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

2. 要件

(1) 一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。

【規則 第1条】

公正性、公平性、公開性及び技術的能力・管理能力を有する民間規格評価機関として、高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

（参考 1） 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

2. 要件

（1）一般

② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に係る事項 に限定しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 1. ～ 3. 】

評価申請を受けた場合、「評価申請を行った者（評価申請者）に対して審議に必要な資料の提出(以下、審議資料)を求めること」、および各委員会では「審議資料に基づき審議すること」を規定。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。

【規則 第1条】

高圧ガス保安法の関係省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていること、民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を確認すること等により自主的な保安確保に資する保安検査の方法としての民間規格等の妥当性を評価すること。

【規則 第3条】

民間規格等作成団体から要請があった保安検査の方法としての民間規格等の評価について、民間規格評価機関の要件に従い、技術評価書等を取りまとめ保安検査の方法としての保安面での妥当性について審議、承認を行う。

【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第12条】

プロセス評価委員会は、本委員会(技術評価委員会に相当。以下同様。)により審議、承認された保安検査の方法としての民間規格等の制改定プロセスが、民間規格評価機関の要件に適合しているかについて審議、承認を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

（参考 1） 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

（2）組織

② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

③ 評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く。）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう。）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。

【規則 第7条】

本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【規則 第16条】

プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【規則 第21条】

- 各委員会の運営に関する事務を処理するため、事務局を置く。事務局は、日本溶接協会に置く。
- 事務局員は日本溶接協会を含む民間規格等作成団体の規格制改定業務に関与してはならない。
 - 制改定を実施した民間規格等に係る一覧表の作成及び公開、見直しの管理に係る事務を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

④ 民間規格等に関する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。

【規則 第11条】

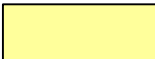
本委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

【規則 第18条】

プロセス評価委員会は「情報公開等に係る要領」に基づき公開を原則とするが、知的財産権及び個人情報の保護が必要な場合等は非公開とすることができる。

【情報公開等に係る要領 1.(4)】

外部へ公開する内容として「公開する「民間規格等」の策定趣旨・策定目的・規定内容」を規定する。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考 1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。

【情報公開等に係る要領 3.(1) a】

「本委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。

プロセス評価委員会は、傍聴を認めること及び議事要録を本委員会のホームページに掲示することにより公開する。」と規定。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考 1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(2) 組織

⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

【情報公開等に係る要領 3.(2)】

「各委員会を非公開とする場合の理由と非公開とする場合の明示方法」について規定。非公開とする場合の理由は以下のとおり。

- a. 特定の企業等が所有する知的財産権を保護する必要上から、当該知的財産権を所有する企業等からの意思表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- b. 個別企業等の企業秘密に関する資料等について、企業秘密について当該企業等から意志表示があり、その必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- c. 個人情報保護を必要があると各委員長が判断し、非公開とする場合。
- d. その他、個別に非公開とする必要が生じ、各委員長が判断し、非公開とする場合

なお、審議を非公開とする場合には、議決権の3分の2以上の賛成を得た上で、その理由について本委員会のホームページ上に掲載しなければならない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

① 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。

【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。

【規則 第23条】

本委員会の運営に係る経費は、日本溶接協会の理事会の承認を経て、日本溶接協会の実施事業等会計から支出する。ただし、民間規格等の審議に一定以上の経費を要する場合、本委員会は審議案件の民間規格等作成団体等に対して、実費の負担を求めることができる。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。

【規則 第4条】

本委員会の委員は、学識経験者、消費者団体及び規格に係るその他の関連する組織・団体等の推薦を受け、本委員会の承認により選任される。なお、民間規格等に係る利害関係者は幅広く選任し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

【規則 第13条】

プロセス評価委員会の委員は、本委員会の委員に加え、民間規格等に係る技術分野、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の委員で構成し、一切の金銭的な制約や団体組織の会員資格を条件づけない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

【規則 第20条】

本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

【民間規格等の審議に係る要領 7.(2)】

本委員会は、リスト化した民間規格等について、文書等により異議等（異議および苦情）があった場合には、「異議等申立対応要領」に従い対応する。

【異議申立等対応要領 第1～4章】

（省略）

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。

【規則 第7条】

本委員会は、全委員数の3分の2以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって決議とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【規則 第10条】

本委員会の承認を得た後、技術評価書（案）について外部に公開し意見を聞く手続きを実施する。また意見に対し必要に応じて評価の見直しを行う。外部への公開方法は「情報公開等に係る要領」による。

【規則 第16条】

プロセス評価委員会は、全委員数の3分の2以上かつ本委員会の委員を兼務していない委員（プロセス評価委員会の委員長および副委員長を含む）の出席者数が、本委員会を兼務している委員の出席者数以上の出席のもとにおいて審議し、その過半数の賛成をもって議決とする。必要な場合、書面による議決を行うことができる。なお、審議案件の民間規格等作成団体委員を兼務する委員は、議決に参加できない。

【民間規格等の審議に係る要領 2. ～3. 】

（省略）

【情報公開等に係る要領 1. 】

（省略）

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。

- ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであること。
- ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。

また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(1)】

民間規格等作成団体より審議に必要な資料の提出を受け、以下の観点から評価した結果をまとめた技術評価書を作成する。

- ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
- ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
- ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであるか。
- ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮しているか。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(4)】

本委員会では、「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて(内規)」の別紙「民間規格評価機関の要件」の2. 要件(3) 評価プロセス⑥に従い、評価する民間規格等と高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、その制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価するための審議を行う。

【審議に係る要領 3.(4)】

プロセス評価委員会では、評価する民間規格等の制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価をするための審議を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。
ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。

【規則 第3条第一号】

本委員会は、第1条の目的を達成するため次の各号の業務を行う。

一 本委員会の事業計画の策定及び事業報告

(以下、略)

【情報公開等に係る要領 4.】

事業報告及び計画については、日本溶接協会の理事会の承認を得て、本委員会のホームページにて公開する。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(3) 規格評価プロセス

⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 2.(6)】

事務局は、本委員会の承認を得た後に、保安検査の方法としての民間規格等を外部に公開し意見を聞く手続き（以下、パブリックコメント。）を実施する。パブリックコメントの手順は以下の通り。

- a. 外部への公開方法等のパブリックコメントの詳細は、「情報公開等に係る要領」による。
- b. パブリックコメントを開始する際は、経済産業省に本委員会の委員長名で技術評価書（案）を提出する。
- c. パブリックコメントは、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、技術評価書（案）を添付して広く意見募集を実施して行う。
- d. 事務局は、パブリックコメントの結果をまとめ、メール等により本委員会の委員に通知する。
- e. 委員長は、パブリックコメントにより重大な修正が必要であると判断される場合は、審議資料もしくは技術評価書（案）の修正または本委員会での再審議等の必要な対応を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

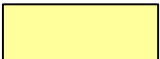
（参考 1） 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

（3） 規格評価プロセス

⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

【民間規格等の審議に係る要領 3.（6）】

事務局は、保安検査の方法としての妥当性を確認した民間規格について、全体評価書を添えて本委員会の委員長名およびプロセス評価委員会の委員長名で経済産業省に報告した後、本委員会のホームページ上の規格リストに記載する。

 内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

 内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。

【規則 第20条】

本委員会は妥当性を評価した民間規格等について、評価プロセス上の不適切な取り扱いに関する外部又は内部からの異議等（異議、苦情）申立があった場合、その事案に対応する。

【民間規格等の審議に係る要領 7.(1)】

本委員会は、リスト化した民間規格について、文書等により問い合わせがあった場合、その内容に応じて質問者に回答を行う。また、回答するにあたり、当該規格を作成した民間規格等作成団体に問い合わせへの回答を依頼することができる。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考 1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。

【規則 第28条】

事務局は、承認された民間規格等が、承認日から少なくとも5年以内に改正、廃止、確認が行われているかを確認し、本委員会へ報告する。

【民間規格等の審議に係る要領 3.(7)】

リスト化された民間規格を作成した民間規格等作成団体は、リスト化された時点から少なくとも5年以内に当該規格の改定、廃止及び確認のいずれかによる見直しを行い、その内容について事務局に連絡する。事務局は、連絡の有無を含め見直し内容を確認のうえ、本委員会へ報告する。

改定：引用法令等の改正、最新技術の取り込み等により規格の修正を行うこと。

廃止：規格の必要がなくなったため廃止すること。

確認：規格の内容を修正することなく継続して使用できること。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用了技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。

【規則 第26条】

各委員会は、議事要録を作成し審議経過を記録する。

各委員会は、議事要録、配布資料及び審議に使用した技術的根拠資料を5年間保管する。また、事務局が保管管理を行う。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(4) 評価業務管理

④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

【規則 第27条】

民間規格等の制改定に係る評価プロセスの運営・維持については、「外部評価等に係る要領」に従い、年1回の有識者により構成された外部評価委員会の外部評価を受けなくてはならない。外部評価の結果を踏まえて、本委員会およびプロセス評価委員会は、必要な改善策等を講じなければならない。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考1) 評価機関の要件と委員会規則・要領との適合状況

(5) 国による指導等 民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。

【規則 第9条】

関係行政機関の職員は、本委員会に参加することができる。

【規則 第17条】

関係行政機関の職員は、プロセス評価委員会に参加することができる。

【規則 第27条の2】

民間規格評価機関の要件に基づく国からの指導が行われた場合、本委員会およびプロセス評価委員会はそれに従うものとする。

内の記載は、評価機関の要件の内容を示す。

内の記載は、規則・要領の内容を示す。

(参考2) 各委員会の委員構成 (予定)

(1) 設備技術規格評価委員会 (12名)

No.	属性 (専門分野)
1	学識者 (エネルギー化学、安全工学、リスク工学)
2	学識者 (リスクベース保全、信頼性工学、破壊力学)
3	学識者 (破壊力学、材料力学、金属疲労)
4	スーパー認定事業者 (保安管理部門)
5	スーパー認定事業者 (保安管理部門)
6	検査会社 (保安検査に用いる非破壊検査)
7	検査会社 (保安検査に用いる非破壊検査)
8	圧力設備の設計・製作会社 (高圧ガス製造施設の圧力設備)
9	圧力設備の設計・製作会社 (高圧ガス製造施設の圧力設備)
10	エンジニアリング会社 (高圧ガス製造施設の設計)
11	エンジニアリング会社 (高圧ガス製造施設の設計)
12	指定保安検査機関 (経済産業省 認定)

備考)

- ・ No.1 ~12はプロセス評価委員会の委員を兼任する。
- ・ 委員長および副委員長は未定。(委員会発足時に互選)

(参考2) 各委員会の委員構成 (予定)

(2) プロセス評価委員会 (28名)

No.	属性 (専門分野)	No.	属性 (専門分野)
1	学識者 (エネルギー化学、安全工学、リスク工学)	13	有識者 (安全工学、石油タンク、非破壊検査)
2	学識者 (リスクベース保全、信頼性工学、破壊力学)	14	有識者 (機械材料、材料力学、金属疲労)
3	学識者 (破壊力学、材料力学、金属疲労)	15	有識者 (環境影響、産業連関論)
4	スーパー認定事業者 (高度な保安管理の実施者)	16	有識者 (反応工学、材料工学)
5	スーパー認定事業者 (高度な保安管理の実施者)	17	有識者 (登録安全管理審査機関)
6	検査会社 (保安検査に用いる非破壊検査)	18	消費者問題の専門家 (消費生活アドバイザー)
7	検査会社 (保安検査に用いる非破壊検査)	19	弁護士
8	圧力設備の設計・製作会社 (高圧ガス製造施設の圧力設備)	20	弁護士
9	圧力設備の設計・製作会社 (高圧ガス製造施設の圧力設備)	21	ジャーナリスト (石油化学プラントの設計・保全情報の出版)
10	エンジニアリング会社 (高圧ガス製造施設の設計)	22	ジャーナリスト (エネルギー関連新聞社)
11	エンジニアリング会社 (高圧ガス製造施設の設計)	23	地方自治体 (産業保安、防災)
12	指定保安検査機関 (保安検査の実施者)	24	地方自治体 (産業保安、防災)
備考)		25	有識者 (安全工学)
		26	有識者 (腐食防食)
		27	有識者 (産業組織マネジメントコンサルタント)
		28	有識者 (石油・化学プラントの安全指導、安全システム開発)

備考)

- ・ No.1～12は設備技術規格評価委員会の委員が兼任する。
- ・ No.13～28は設備技術規格評価委員会の委員を兼任しない。
- ・ 委員長および副委員長は未定。(委員会発足時に互選)

（参考 2） 各委員会の委員構成（予定）

（3） 外部評価委員会（3 名）

No.	属性
1	◎学識者（構造安全評価、材料力学、非破壊検査）
2	弁護士
3	適合性認定機関

◎委員長（予定）

経 済 産 業 省

官 印 省 略

20231213保局第3号

「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のように制定する。

令和5年12月21日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官

民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法
における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて
（内規）

「民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）」を次のとおり定める。

附 則

この規程は、令和5年12月21日から施行する。

民間規格評価機関の評価・承認による民間規格等の高圧ガス保安法における 保安検査の方法としての妥当性確認のプロセスについて（内規）

1. 目的

民間規格等を、迅速かつ機動的に、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）第35条第4項における保安検査の方法（以下「保安検査の方法」という。）に位置付けるために、一般高圧ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第53号）第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則（昭和61年通商産業省令第88号）第49条の7の13第5項第3号に基づき、民間規格評価機関において民間規格等の保安検査の方法としての妥当性を確認するプロセスを示す。

2. 用語の定義

- ① 民間規格等：業界団体等が国際、国内、海外の規格を活用し制改定した保安検査に用いる規格
- ② 民間規格評価機関：民間規格等が保安検査の方法としての妥当性を有するか否かについて評価する機能を有する機関をいう。

3. 民間規格等の保安検査の方法としての妥当性確認のプロセス

国は、別記のとおり、「民間規格評価機関の要件」（以下「要件」という。）を定め、この内規に基づく民間規格評価機関になろうとする者の申出により、あらかじめ民間規格等を評価・承認できる能力を有することを確認し、公表する。国により公表された民間規格評価機関が評価・承認した民間規格等は、保安検査の方法としての妥当性が確認されたものとみなす。

- ① 当該機関が民間規格評価機関として公平性、公正性、公開性及び技術的能力・管理能力に問題がないこと。

国は、当該機関が別紙に示す要件を満たしていることを確認することにより行う。

- ② 当該機関による評価プロセスが適切であること。

国は、当該機関が要件を満たしていることを確認するとともに、当該機関による評価プロセスが適切に実施されることを確認する。

- ③ 当該機関が評価・承認した民間規格等について十分な説明責任を果たすことができること。

国による要件に従った適切な評価の実施確認は、別紙に示す要件に基づき評価委員会への立会い、規格の評価計画の提出、評価の実施状況についての1年ごとの定期報告等によって行う。この確認において、民間規格評価機関が要件を満たしていないと判断された場合には、当該機関が評価した民間規格等について、国は保安検査の方法として妥当性を確認されたものとししないことができる。

民間規格評価機関の要件

1. 適用範囲

一般高圧ガス保安規則第94条の7の13第5項第3号及びコンビナート等保安規則第49条の7の13第5項第3号において規定されている民間規格評価機関に適用するものである。

2. 要件

(1) 一般

- ① 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う業務を遂行するための方針及び手順は、差別的であってはならない。
- ② 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行う際には、要請があった評価に関係する事項に限定しなければならない。

(2) 組織

- ① 民間規格等の評価を行うに当たって、高圧ガス保安法の省令等に規定されている技術基準との対応関係を確認すること等によりその妥当性を評価するとともに、民間規格等制改定プロセスにおいて技術的専門性が反映されていることを評価する技術評価委員会（専門家及び当該民間規格に関係する者で構成）と民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性等を含めた全体評価を行う民間規格評価委員会（技術評価委員会より幅広い専門家で構成）を設置するなど、評価対象となる民間規格等の内容及び分量を勘案し、評価が十分かつ確実に行われるような評価体制を構築し、その設置及び運営のための公式な規則を持たなければならない。
- ② 民間規格評価委員会は、民間規格等に係る技術分野に加え、消費者問題、法律、ジャーナリズム等の幅広い分野の専門家から構成しなければならない。また、評価対象となる民間規格等の関係者を可能な限り幅広く加えなければならない。
- ③ 評価に従事する専門家は、評価対象となる民間規格等の制改定（過去の制改定を除く。）に関与していない者でなければならない。また、事務局員（評価委員会の議事録作成等の業務を行う者をいう。）は、規格策定に関し一定の知見を有し、民間規格等作成団体の規格制改定業務に従事していない者でなければならない。
- ④ 民間規格等に関係する分野は当該民間規格等の内容によって異なるので、関係する分野を明確にし、その内容についての開示請求があれば開示しなければならない。
- ⑤ 評価委員会の審議の内容については、傍聴、議事録の公表、議事概要の公表のうち、少なくともいずれかの方法により、公開されなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関は、⑤にかかわらず、規格評価委員会の審議を非公開とする場合には、その理由を明示しなければならない。

(3) 規格評価プロセス

- ① 評価される民間規格に関係する者は、規格評価プロセスへの参加が認められなければならない。
- ② 民間規格評価機関は、規格評価プロセスへの参加に金銭的な制約を設けてはならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会での議決への参加資格に、組織の会員資格を条件付けてはならない。
- ④ 民間規格評価機関は、作為又は不作為に関する規格評価プロセス上の不適切な取扱いに対する異議申立ての適切な処理手順を文書で定めなければならない。

- ⑤ 民間規格評価機関は、評価委員会の運営、議決方法及び規格評価プロセスについて、適切な手順を文書で定めなければならない。
- ⑥ 民間規格評価機関が民間規格等の評価を行うに当たっては、保安検査の方法としての保安面での妥当性について、次の観点から評価し、評価結果を評価書としてとりまとめなければならない。
- ・ 技術基準で要求される性能との項目上の対応が取れていること。
 - ・ 検査を行うに当たって必要な技術的事項について、検査項目毎に、具体的な手法や仕様が示されていること。
 - ・ 評価を行う民間規格等の規定内容が明確かつ実現可能で、規格体系として成立するものであること。
 - ・ 関連する技術の動向及び最新知見を参照し、考慮していること。
- また、必要な場合は、評価を行う民間規格等制改定プロセスの公平性、公正性及び公開性を確認しなければならない。
- ⑦ 民間規格評価機関は、民間規格評価活動に係る業務計画を、少なくとも1年に1回、適切な方法で公表しなければならない。ただし、早急に民間規格評価活動を行う必要が生じた場合はこの限りでない。
- ⑧ 民間規格評価機関は、上記プロセスにより民間規格等の評価を行う場合、その評価結果をとりまとめる前に、少なくとも30日間の意見公募期間を設け、評価書案を添付して広く意見募集を実施し、その結果得られた意見について適切に対応しなければならない。また、その際、評価書案を国に提出しなければならない。
- ⑨ 民間規格評価機関は、承認した民間規格等を、自らが評価・承認した民間規格等の一覧表に掲載し公開しなければならない。

(4) 評価業務管理

- ① 民間規格評価機関は、規格利用者からの技術的な問い合わせに対応可能な体制を整えなければならない。
- ② 評価した規格について、規格として承認された日から少なくとも5年に1回は、改正、廃止又は確認が行われるよう適切に管理をしなければならない。
- ③ 民間規格評価機関は、評価委員会の議事録、及び資料並びに評価委員会活動で使用した技術的根拠資料については、その記録を適切に維持管理しなければならない。
- ④ 民間規格評価機関は、評価プロセスが適切に運営・維持されていることについて、年1回以上、有識者等による外部評価を受け、その結果を踏まえて必要な改善策等を講じなければならない。

(5) 国による指導等

民間規格評価機関は、国が、民間規格評価機関が要件に従い評価を適切に実施しているかを確認するために行う評価プロセスへの関与を受け入れなければならない。また、この結果を受けた産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会高圧ガス小委員会からの意見に基づき国が行う改善指導等に従わなければならない。